

第五十五回 参議院法務委員会會議録第十四号

昭和四十二年七月十三日(木曜日)
午前十時五十七分開会

委員の異動

七月十二日
辞任 二木 謙吾君
山田 徹一君
七月十三日
辞任 北條 尚八君
補欠選任 山田 徹一君

出席者は左のとおり。
理事 後藤 義隆君
田村 賢作君
久保 等君
委員 梶原 茂嘉君
木島 義夫君
久保 勘一君
鈴木 万平君
中山 福蔵君
龜田 得治君
野坂 参三君
衆議院議員 修正案提出者 大竹 太郎君
國務大臣 法務大臣 田中伊三次君
政府委員 法務省民事局長 新谷 正夫君
事務局側 常任委員会専門員 増本 甲吉君

本日の会議に付した案件

○会社更生法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

〔理事田村賢作君委員長席に着く〕

○理事(田村賢作君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨十二日、二木謙吾君が委員を辞任され、その補欠として久保勘一君が委員に選任をされました。

○理事(田村賢作君) 会社更生法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。田中法務大臣。

○國務大臣(田中伊三次君) 会社更生法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を説明いたします。

この法律案は、会社更生法の運用の実績にかんがみ、中小企業者の債権の優遇その他各種の権利者の利害の調整を行ない、保全処分制度の改善その他の方法による更生手続の乱用防止の対策を講じ、調査委員の制度を拡充する等、更生手続の円滑化及び合理化をはかるため早急に改正を必要とする事項について、会社更生法等の一部を改正しようとするものであります。

次に、この法律案の要点を申し上げます。

第一に、中小企業者の債権の弁済許可の制度を創設いたしました。すなわち、中小企業者の更生会社に対する債権については、管財人の申し出に基づく裁判所の許可により、更生手続中随時に弁済することができるようにして、更生手続の開始に伴う関連中小企業者の連鎖倒産を防止し得るよういたしました。

第二に、更生計画の認可前に退職する使用人の退職手当の請求権については、現行法上は共益債権とならないものをも含めて、退職前六カ月間の給料相当額またはその退職手当の三分の一に相当する額のうち、いずれか多い額を限度として、共益債権とすることとしたしました。

第三に、使用人の社内預金については、更生手続開始前六カ月間の給料相当額または社内預金の三分の一に相当する額のうち、いずれか多い額を限度として共益債権とし、その他の部分を優先的更生債権として、会社更生法上の社内預金の地位を明確にするとともに、破産法においては、右の共益債権と同じ範囲のものを優先的破産債権に格上げいたしました。これを現行法におけるよりも保護することとしたしました。

第四に、更生会社を破綻に導いた不適任の役員が、更生手続開始の申し立て後も、そのまま会社事業の経営に当たる弊害を防止するため、保全処分により、保全管理人による会社事業の経営または監督員による取締役の行為の監督を命じ得ることと改め、更生手続の乱用防止の対策を講ずることとしたしました。なお、保全処分発令後は、更生手続開始の申し立ての取り下げを制限することとして、その対策の一助としております。

第五に、利用範囲の狭い現行法の調査委員制度を拡充しまして、更生手続の開始の前後を問わず、いつでも調査委員を選任することができ、かつ、裁判所の必要と認める一切の事項について調査をさせることができることとし、これによつて、裁判所の補助機能を強化することとしたしました。

第六に、関係人集会において更生担保権の減免等の定めをする更生計画案を可決する際の可決の要件については、更生担保権者全員の同意が必要であると現在されており、五分の四の多数決によるものと改めまして、更生手続の円滑かつ適正な進行をはかることとしたしました。

以上のはか、電気・ガス等の継続的供給契約に關して生ずる債権関係の明確化、更生手続開始前の事業経営に不可欠な借入金金の返還請求権等の共益債権化、租税等の請求権の取り扱いの緩和、財産評価の基準の確立、更生計画認可後における管財人と新取締役との権限の明確化、更生手続の廃止の容易化等をはかることとしたしました。

以上がこの法律案の要点であります。何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○理事(田村賢作君) この際、本案に対する衆議院における修正点について、修正案提出者衆議院議員大竹太郎君より説明を聴取いたします。

○衆議院議員(大竹太郎君) 会社更生法等の一部を改正する法律案に対する修正理由の説明を申し上げます。

昭和三十九年経済界が深刻な不況に襲われ、たのを契機として、更生手続開始を申し立てる会社の数は急激に増大し、その規模も大型化しまして、これに関連する中小企業者やその他の債権者の範囲も拡大してまいりました。更生会社に対する債権をたな上げられたため連鎖倒産の危険にさらされる関連中小企業者が続出する傾向にありまして、これを救済するため適切な施策を講ずることが緊急の要事として各方面から要望されていることは、御承知のとおりであります。

今回、更生会社に対する中小企業者の債権を保護することを一つの大きな柱として、内閣より改正法案が提出されましたことは、まことに時宜を得た措置と存するものであります。なお、一步を進めて中小企業者の債権の保護を厚くすることをはかる必要があると考えるのであります。

すなわち、改正法第二百二条の二第一項において、裁判所は、管財人の申し立てによつて、中

小企業者の債権の弁済を許可することができるとしてありますが、各委員の質疑や参考人の意見にも見られますように、裁判所は、管財人が申し立てをした債権のみについて弁済の許可を与えることができるのみでありまして、管財人が申し立てをしない債権についての救済規定は設けられていないのであります。

業界においても、この点について多くの危惧の念を抱いているのであります。したがって、この点について適切な対策を講ずる必要があると考えまして、「裁判所は、その職権によつて、会社に対する中小企業者の債権の弁済を許可することができる」としたのであります。

次に、改正法の施行期日は、昭和四十二年十一月一日となっておりますが、現在更生手続の進行中の会社についてもできるだけ多くのものに対して改正法を適用し得るようになるため、その施行日を繰り上げ、昭和四十二年九月二十日に改めたのであります。

以上が本修正の理由であります。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○理事(田村賢作君) それでは、これより本案に対する質疑を行います。質疑のある方は順次御発言を願います。

速記とめて。

〔速記中止〕

○理事(田村賢作君) 速記つけて。

○後藤藤隆君 裁判所の一般的な諮問機関として、経済人あるいは学識経験者等が構成する委員会を常設して、更生事件について意見を聞くというふうなことはどう思っておりますか。

○政府委員(新谷正夫君) 会社更生手続におきまして、裁判所の一般的な諮問機関を置いて、その意見を参考として裁判所が手続を進行していったらどうか、またその必要があるのではないかと、この会社更生法の関係におきまして、そのような

諮問機関も必要であらうかと考えられるのでございますが、それはただひとしきり更生事件についてののみでなく、裁判所といたしましては、ほかの一般の商事事件全般通ずるに問題でございまして、そういう観点からさらに広くこの種の諮問機関について検討したいというところでございます。私どもも一応この際一般的な諮問機関を設けてはということも検討してまいりましたのでございますが、そのような事情もございましたので、さらに裁判所側とも相談をいたさなければなりませんし、また裁判所としましては、何らかの方法でこれを実現するという方向でたゞいま努力されておるのでございまして、そこで、会社更生法自体の中にそのような一般的な諮問機関を置くことは今回は見送ったのでありますけれども、それにかえまして、できるだけ裁判所に経済的な知識の補助をする必要があるということから、現在の調査委員制度を拡充いたしましたして、それにかわる機能を果たしていただくようにというところをお願いしたわけでござい

ます。

○後藤藤隆君 この会社更生破産の申し立て事件の概要についてお聞きしたいのですが、まず開始決定後廃止になった事件及びその原因についてお伺いいたします。

○政府委員(新谷正夫君) 更生手続の開始決定がございまして後に廃止になった事件について申し上げますと、昭和三十五年から三十九年までの状況について申し上げます。

更生手続が開始されました更生計画が認可になります前に廃止決定になりましたものといたしまして、会社更生法の二百七十三条の規定によりまして計画を一定の時期までに提出しないため廃止になりましたもの、言いかえしますと、更生計画は全く立たないという状況で廃止になりましたものが、昭和三十五年におきまして一件、三十六年に五件、三十七年に一件、三十八年に五件、三十九年に四件となっております。さらに、更生計画の認可決定前に申し立てによりまして会社更生法第二百七十四条の規定による廃止決定のありました

もの、これは会社側で支払いが可能になったというところから事情が好転いたしましたし手続の廃止になったものでございます。それが昭和三十五年におきまして一件、三十六年に一件、三十七年に一件、三十八年、三十九年はゼロとなっております。それから更生計画の認可後に廃止になりましたもの、これは更生の見込みがないということと廃止になるわけでございまして、これが昭和三十五年におきまして一件、三十六年に五件、三十七年に三件、三十八年に六件、三十九年に十件、このようになつております。

○後藤藤隆君 いま廃止になった件数をおあげになつたわけですが、会社更生手続から破産に移行したものはどんな状態でしょうか。

○政府委員(新谷正夫君) 更生法が施行されました以来、約十六件くらい聞いております。

○後藤藤隆君 会社更生と破産とは債務の弁済についてどのように違ひますでしょうか。

○政府委員(新谷正夫君) 破産の場合におきまして弁済の割合とこれは破産債権の総額に対する弁済の割合でございまして、それと更生手続におきまして更生債権あるいは更生担保権に対する弁済の割合を相対的に比較いたしましたものと、昭和三十七年におきましては破産手続における弁済の割合が一・一％でございまして、これに對しまして、更生手続における弁済割合が六三・四％でございまして、三十八年におきましては、破産におきましては七・九％でございまして、更生手続におきましては六二・七％、三十九年におきましては、破産におきましては一五・八％でございまして、更生手続におきましては六九・一％の割合となつております。

○後藤藤隆君 規模のきわめて小さい会社に対しては簡易の手続によつて更生手続の制度を設けるというふうなことは、どんなふうに思つておられますか。

○政府委員(新谷正夫君) 現在の会社更生法が株式会社全般に適用されるわけでありまして、株式会社にも規模のきわめて大きなもの、小さなもの

のございまして。一律に大小を問わずこの手続を適用することはいかかものであらうかというふうな問題があるわけでございます。このことは更生手続のみの問題にとどまらず、さらにさかのぼりますと株式会社の問題とも関連してまいりわけでありまして、先年商法の改正の御審議を願いましたときにも、株式会社法の今後の問題として御議論の出たところでありまして、一応大会社、株式会社法そのものの問題として、一応大会社、小会社の問題についても検討しなければならぬと思つておりましたので、会社更生におきましても小更生手続というふうなものも設ける必要があるのではないかというところを一応考えております。ただ、今回の改正は、何ぶんにもこういつた現下の情勢に早急に対応するために、とりあえず緊急に改正を要する問題につきまして改正をお願いいたしていただくわけでありまして、根本的な問題でございまして、さらに今後の課題といたしまして検討させていただきたいというふうに考えております。

○後藤藤隆君 会社更生法の改正の問題について、従来から譲渡担保に関する規定の改正が要望されてきておつたのでありますが、今回の改正はこれを見送られておりますが、どういふ事情でしようか。

○政府委員(新谷正夫君) 譲渡担保につきましてもいろいろな形態がございまして、それを会社更生法のほうでどう扱うべきかということが一つの議論の対象になつておることは、御指摘のとおりであります。ただ、四十一年四月二十八日に最高裁判所の判決がございまして、譲渡担保権者は更正担保権者に準じて更生手続上の届け出をし、それによつて権利を行使すべきものである、という最高裁判所の判決がございまして、一応現在のところはこれに従ひまして譲渡担保の扱いをしていくということにならうかと思つております。

譲渡担保の問題は、会社更生法の問題であると同時に、また民法その他の実体法の問題でありますし、また強制執行その他の手続法の関係でこれを

どうするかという問題もあるわけでありまして、私どものほうでたゞいま民法、強制執行の改正につきまして検討を進めておりますが、そういう問題とも関連させまして、これも今回の改正とは一応切り離しまして、今後の課題といたしたわけでありまして。

○後藤義隆君 今度の会社更生法の改正案では、更生手続開始前の債権、すなわち退職手当請求権、使用人の預かり金返還請求権、資金借入れ金による請求権及び継続的給付を目的とする双務契約の相手方の給付にかかる請求権は共益債権として、更生手続から破産に移行するような場合には共益債権はいずれも当然に財団債権にされることになりませんか。

○政府委員(新谷正夫君) 御指摘のそれぞれの共益債権につきましては、更生手続が破産に移行いたしました場合に、会社更生法の第二十四条から二十六条の規定によりまして、これらの共益債権が破産法上の財団債権になるというふうに解釈されるのでございます。

○後藤義隆君 この調査委員制度の拡充についてお伺いしますが、現行調査委員制度の活用状況はどんな模様でしょうか。

○政府委員(新谷正夫君) 各裁判所におきまして、更生事件の申し立てがございまして、その状況に応じまして適当な方を調査委員にお願ひをして、その調査にまつところが多いようでございまして。昭和三十三年から三十八年までの会社更生事件についてどのような方が調査委員になつて活動をしておられるかというのを申し上げますと、弁護士の方が一番多いございまして、これが三十人、公認会計士の方が十一人、その他実業界の方々が合計いたしまして十三人、そういう状況でございます。

○後藤義隆君 調査委員の地位、性格、選任、解任の時期、そういうものについてはいかがでしょうか。

○政府委員(新谷正夫君) 調査委員は、裁判所が

必要があると認めます場合に、手続上の判断の資料を得るために、調査委員の調査した結果、その報告あるいは意見に基づきまして裁判所が適正な判断を下していくということでありまして。したがって、調査委員そのものは、裁判所の命令によりましていろいろな調査をし、自己の意見を裁判所に提出いたしまして、あとは裁判所の判断におまかせするということになるわけでありまして。

なお、この調査委員の手当と申しますか、報酬につきましては、国費ではございません、予納金の中から支払われるわけでありまして。そのような点を考えますと、調査委員そのものは、これは公務員というふうには考えられないわけでありまして、またそのやつております仕事そのものも公務とは言えないであろうと、このように考えております。

なお、選任の時期あるいは解任のときでございしますが、これは裁判所が、それぞれの手続の状況に応じまして、申し立てがございましてすぐ選任することでもできますし、また具体的に更生計画の認可の決定をやらうというふうな段階において必要があればそれに適した調査委員を選任することでもできる、言いかえれば、随時裁判所が必要と思われるときに選任することができわけでありまして。また、この解任の時期でございしますが、これも裁判所はいつでも必要がないと認められれば調査委員の解任をすることができわけでありまして。

○後藤義隆君 この調査委員は、必ず選任せなければならぬというふうに規定すると、どんな弊害がありましかうか。

○政府委員(新谷正夫君) 必ずしもすべての場合に調査委員が要するというわけのものでもないと思ふのでございまして。たとえば、明らかにこの手続を乱用する趣旨で申し立てをしたということが裁判所自体で明白であります場合には、申し立てを棄却することは当然であります。そのような場合に、一々調査委員の調査を待つまでもなく、裁判

所で十分そういう事実が確認できる。したがって、各手続におきまして、必ずしも調査委員を選任するというにいたす必要はないわけでありまして。しかし、最初に御説明いたしましたように、経済界の一般的な状況あるいは当該会社のいろいろな事情等も調べまして十分な経済知識を持って裁判所が手続を進める必要がございしますので、そういう意味におきましては、できるだけこの調査委員制度というものが活用されることは望ましいと考えております。

○後藤義隆君 保全管理人及び監督員の選任についてお聞きいたしますが、現行法による保全処分の運用状況はどうなっておりますか。

○政府委員(新谷正夫君) 現行法によりまして保全処分の行なわれまして件数を申し上げますが、これはその年度における新受件数、申し立て件数との比較において申し上げるほうがいいと思うのでございしますが、しかし、必ずしも当該年度中のものがそのまゝその年度の保全処分の行なわれた件数と結びついてまいりませんので、若干の誤差は当然出てくると思いますが、そのことを頭に置いてお聞き取りいただきたいと思ひます。昭和十五年から申し上げますと、新しく申し立てしました事件が五十二件ございまして、その中の二十件が保全処分が行なわれております。三十六年におきましては、新受件数五十三件であります。二十五件保全処分がございまして、三十七年におきましては、新受件数八十六件でありまして、保全処分は四十一件でございます。三十八年におきましては、六十五件の新受件数に對しまして、保全処分の件数が三十一件。三十九年におきましては、申し立て件数がこの年は非常に多くなりました。百七十二件となつております。これに對しまして、保全処分の件数は四十六件であります。そこで保全処分の中身でございしますが、これは主として会社の財産の処分の禁止、さらに弁済の禁止、あるいは借入れ金の禁止、そういうことが内容となっております。なお、処分によりましては、裁判所の許可を得てそれらの処分を解

除するような処分の内容になつておるものも相当数ございまして。

○後藤義隆君 保全管理人または監督員は、だれがそういうものになるのでしょうか。

○政府委員(新谷正夫君) これも今後の問題でございまして、大體管財人と同じようなことにならうかと思ひます。具体的に申し上げますと、弁護士の方、あるいは実業界の方とか、あるいは公認会計士、経理士、そういう方が多くなるのではないかと考えております。

○後藤義隆君 監督員の監督が必要とされる場合はどういふような場合であるか、また監督員の権限はどういふ権限を持っておりますか。

○政府委員(新谷正夫君) これは保全管理人との関連において申し上げるほうがいいかと思ひますが、会社の事業経営に不適任な理事者が、たとえば乱用のような趣旨で会社の更生手続を申し立てしているというふうな場合、そういう疑ひがございします場合に、一応その理事者を排除いたしまして、適正な会社の事業の運営管理をやる人を保全管理人として暫定的に選任して、会社の経営を正常に遂行できるようにしようというものがその趣旨でございまして。ただ、すべての場合に保全管理人を置く必要がない場合もございまして。その中で行かない場合には、裁判所が特に指定した行為をする場合に、会社の理事者が監督員の同意を得てそれらの行為をするということにすることによつて十分目的を達成できる場合もあるわけでありまして、保全管理人を置くまでもないけれども、しかしある程度裁判所が必要と認める事項については、監督員の監督と申しますか、その同意に基づいて会社の理事者が行動をするという必要がある場合に置くわけでありまして。

○後藤義隆君 保全管理人または監督員の権限とそれから取締役との権限の関係はどうなりますか。

○政府委員(新谷正夫君) 保全管理人が選任されますと、会社の事業の経営権あるいは会社の財産の管理処分権は一切保全管理人に帰するわけであ

ります。したがって、会社の理事者は一応事業の経営の面からは後退するわけであり、これもしかし、更生手続の申し立てから開始決定までの暫定的な処分でございます。一応その間理事者の業務遂行をストップしておくことになるのでございます。監督員の場合におきましては、従前どおり会社の理事者がその事業経営なり、財産の管理処分を続けていくということになります。

○後藤義隆君 更生手続開始申し立ての取り下げの制限について伺います。保全処分発令後更生手続開始申し立ての取り下げを制限してありますが、その理由はどのようなために制限するのでしょうか。

○政府委員(新谷正夫君) 今回の改正によりまして、更生手続の開始の申し立てを取り下げること、裁判所の許可にかかるとしてその制限をいたそうとしておるものでありますが、これは手続の乱用を防止するということからこのように仕組みにいたしましたわけであり、往々にして、はじめにこの更生手続に従って会社の更生をはかろうということではなしに、たとえ単なる保全処分を得たい、あるいは一定の期間更生手続の開始決定によりまして債務の弁済を停止させたいということだけで一応の目的を達成できるという場合もあり得るわけであり、しかし、それは本来の会社更生法の趣旨とするところではございません。そのような乱用を申し立てにつきましては、嚴重にこれは規制する必要があるわけであり、ことに、申し立てがございまして、多くの利害関係人も出てまいります。更生手続の遂行されることを期待される向きもたくさんあるわけであり、そういう乱用を防止するために、この取り下げの制限をしようとしておるのであります。

○後藤義隆君 そうすると、裁判所の許可を得れば申し立ての取り下げができることになっておるわけですが、裁判所は許可をする基準を何によって定めるわけでしょうか、許可するかしないかの基準は。

○政府委員(新谷正夫君) たいだいま申し上げましたように、乱用防止の一環としてこの規定を置くことにいたしましたのであります。したがって、更生手続を乱用するといふ趣旨がない限りは、裁判所は取り下げを認めるのが当然であろうと思ひます。特別に明白な基準といふものはございせんけれども、この新設の四十四条の規定を置きました趣旨は先ほど申し上げるところにございまして、乱用には先ほど申し上げる趣旨でなかつたということが明らかになりますれば、裁判所は当然これは取り下げを許可すべきであろうと考えます。

○後藤義隆君 更生債権等の弁済の許可についてお尋ねいたしますが、更生手続申し立てから開始までの間に、更生手続の許可の制度を設けてはいかかでしょうか。

○政府委員(新谷正夫君) 申し立てから開始決定までの間に、更生手続の許可の問題を取りだす必要はないことになるのでございまして、ただ、その間に、保全処分により債務の弁済を禁止されることがございまして、そういう場合に、この保全処分を解除するといふ意味において、この許可を認めていくということが、もちろんの弁済の許可を認めていくことが、もちろんの第百十二条の二の趣旨における弁済の許可ではないわけであり、先ほど申し上げましたように、開始決定までの間に、この百十二条の二の規定は必要がないわけではございません。

○後藤義隆君 中小企業者、下請企業者の債権、すべてこれを共益債権にすべきではなかつたのですか、その点についてどう思ひますか。

○政府委員(新谷正夫君) 更生会社に関連いたします下請その他の中小企業者の債権をすべて共益債権といふことにいたしますと、實際上の問題をいたしまして更生会社の資産がなくなつてしまふ。更生の見込がなくなつてしまふという結果におちいる可能性が非常に強いのでござい

す。これまでの更生会社につきまして調べたところによりますと、債権額の二五％あるいはそれ以上のものが中小企業者の債権となつております。下請業者の債権も大体それに近いぐらいのパーセンテージを占めておるようであり、そうなりますと、これをすべて共益債権として自由に弁済できるということになりますと、更生手続そのものを遂行不可能にする危険性がございまして、やはり会社更生法の目的は、その更生会社の更生をはかるということが目的でありまして、そのためにこれに関連する債権者の協力を得まして、できるだけその協力のもとに更生をはかるということでございます。ある程度の債権者に犠牲をしいるというところは、これはやむを得ないことでござい

ます。そういう意味で、すべて共益債権として弁済するということは、これは実問題として不可能でございまして、またこの会社更生法の趣旨から申しましても、そのようにするのは適當であるまいといふふうに考えられます。

○後藤義隆君 この中小企業者から裁判所に対して弁済の許可の申し立てを直接できるように規定を設けるべきではなかつたのですか。

○政府委員(新谷正夫君) この点は非常に衆議院の段階におきまして議論のあつたところでございまして、先ほど大竹委員から御説明のございました第百十二条の二の第一項に修正を加えましたのも、その問題と関連いたすわけであり、債権者が直接弁済許可の申し立てをいたしますことにしますと、おそらく手続の段階におきまして非常に多くの債権者から裁判所にいろいろ申し出が出るだらうと思ひます。それを一々裁判所側で審査してその処理をいたしますと、本筋の更生手続そのものの遂行がかなり支障を生ずることにもなりましようし、また、債権者の関係、あるいは更生会社の経済事情、こういったものは管財人が一番よく知つておりますので、一応管財人を通じてその許可の申し立てをするのが適當であらうと考えまして、原案のようになつたのでござい

ます。ただ、そう申ししましても、債権者はた

管財人に申し出をし、管財人が裁判所にそれを受けて申し立てをするという仕組みになつておりますので、債権者としましては自分の申し出がはたしてどのように処理されるかといふことについて不安がないではないと考えます。そこで、この改正案の百十二条の二の第三項におきまして、管財人が債権者からその弁済許可をしてもらいたいという申し出を受けたときには、管財人の立場でそれを審査して許可の申し立てを裁判所にするわけであり、その裁判所に対する申し立てをするしなにかかわらず、とりあえず債権者からいろいろ申し出があつたということをすべて裁判所に報告させることにいたしました。そして必要があると思われるものにつきましては、管財人側から弁済許可の申し立てをするにいたしましたのであります。そうしますと、弁済許可の申し立てをしないものもあるわけであり、しないといふことがはつきりいたしましたものにつきましては、管財人からその事情を裁判所に遅滞なく報告することによりまして、裁判所はなぜこの債権者の債権の弁済についての許可を申し立てをしなかつたかということがわかるようにいたしましたのであります。その結果、裁判所の監督権に基づきまして、これが必要であると思われれば、管財人に指示をいたしまして、弁済許可の求められるように道を講じていたことも可能でござい

ます。そういう配慮をいたしまして第三項の規定を置いたのでござい

ます。先ほど御説明がございましたように、「管財人の申し立てにより」といふことばの下に「又は職権で」といふことばを入れますと、裁判所が職権でいろいろ調査して弁済を許可することもできるようにしたものでござい

ます。○後藤義隆君 この百十二条の二の第一項の「主要な取引先」といふのがありますが、主要な取引先というのは、どの程度のもを主要な取引先といふのですか。

○政府委員(新谷正夫君) 更生会社の取引先であ

るもの

を

を

を

を

を

ります。中小企業者の中にも、ただ一回限りの取引先もございまいし、相当長期間にわたって、あるいは全面的に更生会社に依存しているという会社もあるのをごさいます。この百十二条の二の規定の趣旨は、更生会社に依存度の高い中小企業者を保護して、こうという趣旨でございます。それを「主要な取引先」とするという表現であらわしたのでございます。この「主要な取引先」ということは必ずしも明白でないということでもございしますが、この基準を一律に設けますこともまた運用上非常に窮屈なことになりかと思ひのであります。それは、更生会社に対する依存度の高いことを示す趣旨でこのことばを使ったのでござい

ますので、たとえば更生会社の取引先である中小企業者の事業の半数以上のものがその更生会社に依存しているという場合には、これは依存度が高いと見てよろしいわけでありまして、そうかといつて、一〇％程度の取引高の場合にどうかという問題でございしますが、これと一〇％に依存度が低いとはいひ切れない場合がございます。一〇％につきましてもその更生会社に依存しているが、他の九〇％は非常に多くの会社に分散して注文を取っているというような場合を考えますと、やはり一〇％といえどもその中小企業者にとつては依存度が高い、こう言わざるを得ないと思ひます。その辺は裁判所の判断におまかせせざるを得ないと思ひます。これを一律に何％以上と規定することは、かえって運用上無理が起きるのではあるまいかというふうに考えております。

○後藤義隆君 この百十二条の二の一項のいまお答えのあったその次の「事業の継続に著しい支障をきたす虞れがあるとき」というありますが、継続に著しいというのには非常に抽象的ですが、どの程度のことをさしておるわけですか。

○政府委員(新谷正夫君) 具体的には、その中小企業者の債権の満足を得られませんでしたために当該の中小企業者が倒産におちいるおそれがあるというふうな場合を考えておるのであります。ことばをかえて申しますれば、そのために支払い不能にな

るとか、あるいは債務超過になるといふふうなおそれがある場合を、このことばで表現したのであります。

○後藤義隆君 使用人の退職手当請求についてお聞きいたしますが、退職手当請求権について現行法の解釈及び運用の実情について説明をお願いいたします。

○政府委員(新谷正夫君) 使用人の退職手当の会社更生法上の取り扱いでございしますが、これにつきましては、現行法上、特別に共益債権にするとか、更生債権であるとかいうふうな規定はございせん。解釈で運営されておるわけでありまして、現在の解釈あるいは取り扱いを申し上げますと、更生手続の開始決定を一つの境にいたしまして、更生手続が始まります前に会社を退職しました者、これは自分の都合によって任意退職しました者も、あるいは会社の都合によりましてたとえは勧奨を受けて退職したような場合でも、いずれを問わず、すべて優先的更生債権となっております。この優先的更生債権となります理由は、雇用関係に基づきまして生じた債権につきましては、商法の規定によりまして一般の先取り特権がございします。その関係で、会社更生法でそれを受けまして、優先的更生債権ということにされるわけでございます。しかし、今回の改正案によりまして、退職の時期を問いません。その開始決定の前でありますこととありますとを問いません。すべてこの新しい規定によって共益債権となる。百十九条の二の規定しておりますところに従つて、これは共益債権になるわけでありまして、そうなりますと、「退職前六ヶ月間の給料の総額に相当する額又はその退職手当の額の三分の一に相当する額」、その限りにおきましては、これは時期を問わず、また退職の理由を問わず、すべて共益債権としまして、その残りの部分を優先的更生債権とすることになりました。したがいまして、共益債権となります部分だけは現行法の取り扱いより有利になるわけでありまして、それから更生手続開始決定後に退職いたしました場合、これは任意退職の場合におきましては、やはり優先的更生債権となるのでございします。会社の都合によってやめます場合には、会社更生法の二百八条の規定によりまして共益債権となりまして、随時弁済できるのでありますけれども、任意退職の場合ではそうではございせん。しかし、この改正案によりまして、先ほどの場合と同様に、退職前六ヶ月間の給与の総額に相当する額が退職手当の三分の一のいずれが多い額を共益債権とするということになりますので、この点も現行法の取り扱いより有利になるのでございします。さらにまた、更生手続開始決定後に退職いたしました場合、たとえば会社の今後の事業経営のためにやめてもらなければならぬというふうな事情に基づいて退職いたします場合には、これはすべて二百八条の規定によりまして全額が共益債権となるのであります。したがいまして、現行法の取り扱いによりましては相当有利な結果になるのが今回の改正案でございします。

○後藤義隆君 この退職の原因が、任意に退職した場合、あるいは会社の都合によって退職した場合と区別をせずに、退職手当請求権は全額これを共益債権とするわけにはいかないのですか。

○政府委員(新谷正夫君) 現行法によりまして、使用人の給料債権につきましては、六ヶ月間の給料だけが共益債権とされまして、その残りがやはり先ほど申し上げましたような理由によりまして優先的更生債権とされております。給料がそういう事情でございしますと、使用人の退職金につきましてもやはり同様の考え方立つべきであらうというところから、六ヶ月間の給料の総額があるいは退職手当の総額の三分の一に相当する額というふうにいたしましたのでございします。ただ、この場合、給料の場合は単純に六ヶ月間ということでは、長期間在職した人につきましては退職手当の金額もかなり大きくなつてまいります。それを一律に六ヶ月間の給料総額を基準にして共益債権といたしますと、長期在職者に非常に不利益になる危険性がございします。そこで、そういう場合を考

えまして、退職手当の総額の三分の一か、あるいは六ヶ月間の給料総額に相当する額か、どちらが多いほうをとれるようにいたしましたのでございします。

○後藤義隆君 この退職手当の支給に關して、一時金と年金との併給が考えられるが、この場合においてこの改正案ではどの規定によることになり

ますか。

○政府委員(新谷正夫君) 一時金につきましては、百十九条の二の第一項の規定がそのまま適用されます。また定期金債権のようになつております年金につきましては、これはその総額が必ずしも明確でございせん。そこで、特に第二項を設けまして、年金の場合には各期における定期金につきましてその額の三分の一に相当する額を共益債権とすると、こういふふうにいたしましたのでございします。

○後藤義隆君 この破産手続における退職手当請求権の取り扱いはどうなるようになっておりますか。

○政府委員(新谷正夫君) 破産手続上におきましては、優先的破産債権ということになります。

○後藤義隆君 次に、この使用人の預かり金の返還請求権のことについてお聞きいたしますが、預かり金の意味、範囲等について具体的に承りたいのでございします。

○政府委員(新谷正夫君) 会社更生法が制定されました当時におきましては、現在行なわれておりますような社内預金制度というものはなかったやうでございします。当時考えられた預かり金と申しますのは、たとえば従業員が給料をもらいまして、それを郵便局とか銀行に持っていて預けるのは時間もないし、一時会社で預かってもらうという趣旨でそのまゝ給料を預けております場合とか、あるいは出張いたしましたその旅費を自分で立てかけた場合の立てかえ金の返還請求権、こういったものを預かり金として考えたもののやうでございします。その後、社内預金だんだん行なわれるようになりまして、現在約総額で八千五百億円ぐらゐに達しておるやうでございしますが、

こうなつてまいりますと、この社内預金が従来の意味での預かり金の中に入るか入らないかという解釈論が一つの問題になつたのであります。しかし、形式的にこの文理解釈の面から申しますと、現在の社内預金もやはり預かり金という觀念の中に入ると見るを得ないだらうというふうに考えるのでございます。

○後藤義隆君 この使用人兼取締役の社内預金については、やはり公益債権として同一の取り扱いを受けることになりませんか。

○政府委員(新谷正夫君) たとえば会社の営業部長が同時に取締役であるというふうな場合を考えますと、その給料は会社の従業員としての営業部長としての給料を受けておられる場合には、当然これは会社の従業員として扱ふべきでありまして、その中から社内預金をいたしております。この使用人の預かり金としての保護を受けるべきものと考えます。ただ、会社の形態によりましていろいろの違いがございまして、業務の場合におきましても、取締役としての報酬を得ている場合もあると思いますが、その場合にはこの中には入らないと考へます。

○後藤義隆君 この継続的給付を目的とする双務契約に關してお聞きいたしますが、改正案で双務契約における同時履行の抗弁権を制限しなければならぬ理由はどこにあるわけですか。

○政府委員(新谷正夫君) これは主として双務契約の中で電力の供給契約が会社更生法の運用上の問題として大きく取り上げられたのでございまして、それについて具体的に御説明申し上げます。よく知らるかと思いますが、たとえば更生手続開始の申し立てをいたしました前に電力を供給してあります場合、それに対する料金を支払っていない更生会社のほうで電力料金の支払いについて履行遅滞の事実があったという場合にどうなるかというところでございまして、これは継続的供給契約の場合におきまして、一方の当事者の給付に対して相手方が反対給付を履行しない場合には、一方の給付者はその後の継続給付をしない、言いかえれば相手

方の弁済がなければ自分のほうの給付を行なわないうという同時履行の抗弁権が働くのでございまして、電力料金の場合におきましても、電力を供給したけれどもそれに対する代金が支払われないという場合には、自後の電力の供給をストップすることが理論上可能なわけでありまして、しかし、せっかく会社更生の手続に入っております会社に對して、電力の供給をストップするということは、これは致命的な打撃を受けるわけでありまして、これは何とかして電力の供給を受けられるようにする必要があります。もう一つは、債務不履行を理由として契約を解除することもできるのでございまして、さらに電力供給の申し出があれば電力会社としてはそれに応じなければならぬという現在の法制にもなっております。一方では債権の弁済を受けられない一面、他方におきましては電力はまた別の意味で供給しなければならぬというふうな状況下にございまして、いろいろこういうことをめぐりまして問題があつたわけでありまして、そこで、申し立て前に給付した電力に対する代金の支払いがないということで自後の電力の供給をストップすることはできないようにしたのがこの規定の趣旨であります。法律的に申しますと、申し立て前の給付にかかる債権の弁済がないことを理由にして自後の給付についての同時履行の抗弁権を行使できないようにしたのでございまして、そういうことで、電力会社は給付のしつぱなしというふうな不利な結果にもなるろうかと思ひます。第二項に規定を置かしまして、更生手続開始の申し立て後開始決定前に給付したものの、いまの同時履行の抗弁権によって遮断することができなくなった給付にかかる債権につきましては、これを公益債権として保護することににより、電力会社と更生会社の利害の調整をはかつたのでございまして、これは電力会社について例をあげましたけれども、継続的給付の義務を負う双務契約に広めまして、たとえばガス、水道等においても同様であると考へまして、こういう表現にいたしたわけでありまして。

○後藤義隆君 租税等の請求權について伺いたいのでありますが、改正法の百二十二条の点は主としてどういうことを改正されておられるわけですか。

○政府委員(新谷正夫君) 百二十二条の規定は、更生計画をつくり出す場合に、租税につきましては納税の猶予あるいは滞納処分による財産の換価の猶予をしてもいい、そういう定めをいたします場合に、その猶予の期間が現行法では二年以下の場合には徴収権限を有する者の意見を聞かなければならない、また二年をこえる場合には徴収権限を有する者の同意を得なければならぬという事になつております。二年を境にいたしまして、意見を聞くかあるいは同意を求めるかという扱いになるわけでありまして、しかし、實際の例を考へてみますと、租税の場合におきましては二年以上の猶予を得ておられます例が一九〇程度ございまして、これに對しまして、一般債権の場合におきましては八〇％以上のものが二年以上の弁済の猶予を得ておられる結果になつております。したがひまして、租税とその他の債権との間の不均衡な結果が出ておられますので、これを若干とも均衡をはかる必要があつたと思ひまして、この二年以下というのを三年以下にいたしまして、一年その幅を広げることになつたのでございまして、そのほかに、租税の關係をいたしましては、二百六十九条にも会社更生法の關係で改正をいたしております。たとえば登録免許税を免除するとある一定の場合、たとえば新株発行による資本の増加とかあるいは合併による資本の増加の場合におきまして登録免許税の額を減額する、あるいは新会社を設立いたしました不動産をそちらに移転する場合に登録免許税の額を減免する、こういう優遇措置を講じたのでございまして。

○後藤義隆君 商法による留置権の消滅の請求權の件について伺ひたいのですが、商法による留置権の消滅請求權の規定を設けた趣旨はどういうわけでしょうか。

○政府委員(新谷正夫君) 更生手続が開始されますと、たとえば輸送中の商品とか、あるいは倉庫に保管されております商品が、更生会社の意にかかわらずそのまま商法の規定による留置權として留置されてしまふことになるわけでありまして、實際問題といたしまして、この事例がかなり多いのでございまして、わずかな債権のために多額の金額に相当する商品を留置されるということになりまして、更生会社が動きがとれなくなるといふ事態に迫られるのでございまして、商法の留置權は、もちろんこれは必要でございまして、そのような事態が起きることをできるだけ避け、かつまた債権者にも不利益にならないようにいたしたいと思います。何らかの措置が必要であらうというふうには、何らかの措置が必要であらうというふうには考へられるのであります。そこで、管財人が商事の留置權者に対しては既担保債權の額を供託いたしまして、その留置權の消滅を請求し、また留置物の返還もそれによつて求めることができるというふうになつたのでございまして。

○後藤義隆君 財産の評価に關して伺ひたいのですが、開始決定時の財産の価額の評定はどんな基準によつて評定されることになりましようか。

○政府委員(新谷正夫君) 更生手続が開始いたしますと、管財人は遅滞なく会社に属する一切の財産につきまして手続開始のときにおける時価を評定することになつております。現在の会社更生法によりまして、商法の株式会社法によりまして財産の評価の規定の適用を排除いたしておりますので、一般の株式会社のような評価はできないのでございまして、そういうことで、商法の原則の原則に戻つてございまして、この財産の評価が時価以下主義ということに理論上はなりそうに思ひますのでございまして。しかしながら、この会社更生手続というものの性格から考へますと、時価以下に評価されることは適當でないというふうに考へられます。会社はあくまでもその事業を継続してまいるのであります。したがひまして、これが時価以下に評価される、あるいはまた処分価額で評価

と、たとえば輸送中の商品とか、あるいは倉庫に保管されております商品が、更生会社の意にかかわらずそのまま商法の規定による留置權として留置されてしまふことになるわけでありまして、實際問題といたしまして、この事例がかなり多いのでございまして、わずかな債権のために多額の金額に相当する商品を留置されるということになりまして、更生会社が動きがとれなくなるといふ事態に迫られるのでございまして、商法の留置權は、もちろんこれは必要でございまして、そのような事態が起きることをできるだけ避け、かつまた債権者にも不利益にならないようにいたしたいと思います。何らかの措置が必要であらうというふうには、何らかの措置が必要であらうというふうには考へられるのであります。そこで、管財人が商事の留置權者に対しては既担保債權の額を供託いたしまして、その留置權の消滅を請求し、また留置物の返還もそれによつて求めることができるというふうになつたのでございまして。

○後藤義隆君 財産の評価に關して伺ひたいのですが、開始決定時の財産の価額の評定はどんな基準によつて評定されることになりましようか。

○政府委員(新谷正夫君) 更生手続が開始いたしますと、管財人は遅滞なく会社に属する一切の財産につきまして手続開始のときにおける時価を評定することになつております。現在の会社更生法によりまして、商法の株式会社法によりまして財産の評価の規定の適用を排除いたしておりますので、一般の株式会社のような評価はできないのでございまして、そういうことで、商法の原則の原則に戻つてございまして、この財産の評価が時価以下主義ということに理論上はなりそうに思ひますのでございまして。しかしながら、この会社更生手続というものの性格から考へますと、時価以下に評価されることは適當でないというふうに考へられます。会社はあくまでもその事業を継続してまいるのであります。したがひまして、これが時価以下に評価される、あるいはまた処分価額で評価

されてしまふということになりますと、今後継続していくべき会社の財産状況が的確に把握されるということにならないのでございます。そこで、評価する際には、会社の事業を継続するものとしてこれを評価するというふうに第七十七条の二項の規定を置いた次第でございます。これによりまして、会社の事業を継続するという前提に立つての再取得価額と申しますか、そういった価額が付けられることになるわけでございます。処分価額のようなものを付してはならないという趣旨でございます。

○後藤義隆君 更生計画認可後の管財人及び取締役の権限はどんなになりますか。最もこれ問題が多いと思うのですが。

○政府委員(新谷正夫君) 現行法によりまして、更生計画の認可になりました、計画を遂行する権限と責任は管財人にあるわけでありまして、ところが、会社の更生についての計画が定められ、また新会社が設立されるというふうな事態にまで進んでまいります段階において、管財人が終始事業の経営をやり、理事者がなおかつ後退してなければならぬ理由はあるだろうかということが一つの問題点でございます。裁判所の扱いといたしましてもこの点がまちまちになっておりまして、認可の決定がありました後は会社の理事者のほうにその権限が戻るといふ解釈をとる向きもありませんし、そうではなくて依然として管財人がその責任と権限を持つておるといふふうに取り扱う向きもあるわけでありまして、そういった二様の解釈も出てまいりますので、今回その点を明確にいたしましたために、原則的には認可決定後も管財人の権限は残すこととしたわけです。必要に応じてまして、更生計画により、あるいは裁判所の決定によりまして管財人の権限を会社の理事者に移すことができるようにいたしましたのでございます。

○梶原茂嘉君 ちよつと、後藤さんの質問に関連して、一点だけお伺いしたいのであります。それは、社会預金の問題ですね、社内預金について、これは労働基準法の関係であるかと思ひますけれども、

ども、労働省のほうで、社内預金の総額の半分で、二つの程度は第三の金融機関その他の機関に保証に付さなくちゃいけないということになって、いまそれぞれ企業体でそういう準備なりという方向に進みつつあるように聞いておるわけでありまして、相当の機関で保証するんですから、保証自体にはその心配がなかりと思ひますけれども、その制度と、今度の何ですね、こちらのほうでは六カ月なり三分の一なんかで一応繰を引いて区別をしているわけですね。その関係はどういうふうに理解すればいいでしょう。

○政府委員(新谷正夫君) 社内預金につきましては、労働基準法の規定に基づきまして、労働協約に基づくとしまして現在行なわれておるといふこととでございます。労働基準法に基づく社内預金の取り扱いにつきましては、先年労働省におきましてその一種の規制の措置が講ぜられました。これはまあ審議会の結論を、答申を受けましてそうされたのでございまして、これによりまして、先ほどお話のように、金融機関による保証を講ずるといふことが一つの柱になっておる。この規則措置の趣旨は、預金者の範囲を特定すること、あるいはその金額の最高限を規定すること、あるいは利率を適正に定めること、あるいはまた先ほどの弁済を確保する道を講ずるといふことが、いろいろその内容になっております。その一つとして、金融機関による保証ということが打ち出されておるものであります。現在労働省におきまして、その方向に向かつて指導をされておるようであります。会社更生法の関係は、あくまでも労働者と会社との間の債権債務の関係でございます。したがいまし、使用人が会社に対して社内預金の返還を求めるといふ場合に、どの限度のものを共益債権とするかどうかというものが、こちらの会社更生法の問題でございます。しかし、労働基準法の規定に基づきまして、これからの運用として行なわれまう金融機関による保証が一面できまうと、万一会社から支払われないというふうな場合には、金融機関が保証人の立場に立ちますので、労働者として

しては金融機関から直接その保証金額の支払いを受け取るということになるのであります。したがいまして、その限りにおきましては、会社更生法とは関係なしに、金融機関の責任において使用人に弁済が行なわれるということになるのであります。

○梶原茂嘉君 そうしますと、保証したほうの求償権といひますか、その関係はどういうふうになるのでしょうか。

○政府委員(新谷正夫君) 金融機関が保証人としてこれを払いますと、更生会社に対して求償権を行使することになります。この場合には、更生手続に従つて、求償権についての弁済を受けるということになるわけでありまして。

○梶原茂嘉君 そうしますと、今度の改正案によりまして、まあ六カ月とそれと総額の三分の一ですか、これで一つ繰が引かれるわけですね。しかし、総額の半分については保証に入っている以上は、直接保証機関が支払いをするということになりますと、実態的にはだいぶ変わるわけですね、この制度と。この制度のあらわれているところと実態とは、少なくとも半分は保証機関からダイレクトに支払いが行なわれる。そうすると、残った半額についての問題で、半額の中のもう三分の一の場合は、これは共益債権であつて、その三分と三分の一の間が更生債権になる、こういうふうに見えていいわけでしょうか。

○政府委員(新谷正夫君) 御意見のとおりになろうと思ひます。

○理事(田村賢作君) ほかに御発言もなければ、本案に対する質疑は本日はこの程度にとどめま

す。本日はこれにて散会いたします。

午後零時十五分散会

七月十一日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は七月六日)

一、会社更生法等の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

会社更生法等の一部を改正する法律案
(会社更生法の一部改正)

第一条 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「管財人」を「管財人及び調査委員」に、「第一百一条」を「第一百一条の三」に、「第二百十條」を「第二百十條の二」に改める。

第十四条第一項中「又は株主」及び「若しくは株主名簿」を削り、「その者」を「社債権者」に改め、同条第四項中「第一項及び第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律の規定によつてする会社の株主に對する送達は、株主名簿に記載した住所若しくは株主が会社に通知した住所又は株主が第三百三十一條の規定によつて管財人に届け出た住所にあつて、書類を通常の取扱いによる郵便に付してすることが出来る。

第十五条第三項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第十七條の見出し中「更生手続開始の」を削る。

第十八條の次に次の二條を加える。

第十八條の二 第三十九條第一項後段の規定による処分をしたときは、裁判所は、職権で遅滞なく、嘱託書に決定書の謄本又は抄本を添附してその処分の登記を会社の本店及び支店(外国に本店があるときは、日本における営業所)の所在地の登記所に嘱託しなければならぬ。

2 前項の規定は、同項の規定により登記すべき事項に変更が生じた場合及び第三十九條第一項後段の規定による処分の取消しがあつた場合に準用する。

3 前条第一項の規定は、登記のある権利に關し第三十九条第一項前段又は第七十二条第一項第二号若しくは第二項の規定による処分があつた場合及びその処分の変更又は取消しがあつた場合に準用する。

第十八条の三 第二百一十一條第三項又は第二百四十八條の二第一項の規定により会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利が取締役に付与されたときは、裁判所は、職権で遅滞なく、嘱託書に更生計画認可の決定書又は同項の規定による権利付与の決定書の謄本又は抄本を添附してその旨の登記を会社の本店及び支店（外国に本店があるときは、日本における営業所）の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

2 前項の規定は、第二百一十一條第三項の規定による更生計画の定め又は第二百四十八條の二第一項の規定による決定が取り消された場合に準用する。

第十九条の見出しを削り、同条中「前条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

第二十條第一項中「前三條」を「第十七條から前條まで」に改める。

第二十二條を次のように改める。

（登録への準用）

第二十二條 第十八條、第十八條の二第三項及び前三條の規定は、登録のある権利について準用する。

第二十五條中「若しくは第二百七十四條」を「から第二百七十四條まで」に改める。

第三十五條第二項中「業務を監督する行政庁及び」を「事業を所管する行政庁」に改め、「徴収の権限を有する者」の下に「その他裁判所が相当と認める者」を加える。

第三十九條第一項に後段として次のように加える。

保全管理人による管理又は監督員による監督を命ずる処分についても、また同様である。

第三十九條に次の三項を加える

4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

5 裁判所は、第一項後段の規定による処分をしたときは、その旨を公告しなければならない。公告した事項に変更が生じた場合及びその処分の取消しがあつた場合も、また同様である。

6 第十五條の規定は、前項の場合には適用しない。

第四十條から第四十四條までを次のように改める。

（保全管理人）

第四十條 前条第一項後段の規定により保全管理人による管理の命令があつたときは、会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利は、裁判所が選任した保全管理人に専属する。ただし、保全管理人が会社の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

2 前項ただし書の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、善意の第三者に対抗することができない。

（保全管理人代理）

第四十一條 保全管理人は、必要があるときは、その職務を行なわせるため、自己の責任で保全管理人代理を選任することができる。

2 前項の保全管理人代理の選任は、裁判所の許可を得なければならない。

（監督員）

第四十二條 第三十九條第一項後段の規定により監督員による監督の命令があつたときは、会社が裁判所の指定した行為をするには、裁判所が選任した監督員の同意を得なければならない。

（管財人に関する規定等の準用）

第四十三條 第五十四條から第五十五條まで、第九十四條、第九十五條、第九十六條第一項、第九十七條及び第九十八條の二から第百條まで

の規定は、保全管理人に準用する。

2 第六十八條から第七十條までの規定は、第三十九條第一項後段の規定により保全管理人による管理を命ずる処分があつた場合及びその処分の取消しがあつた場合に準用する。

3 第九十八條の二第一項、第二項及び第九十八條の三から第九十八條の五までの規定は、監督員に準用する。

（手続開始の申立ての取下げの制限）

第四十四條 第三十九條第一項の規定による処分があつた後においては、裁判所の許可を得なければ、更生手続開始の申立てを取り下げることができない。

第四十六條第一号中「更生担保権及び株式」を「及び更生担保権」に改める。

第四十七條第二項中「調査委員の意見」を「更生手続を開始することの可否についての調査委員の意見」に改める。

第四十八條第一項中「調査委員」を「同条第二項の調査委員」に改める。

第四十九條中「並びに調査委員の調査書類及び意見書」を削る。

第五十三條に次のただし書を加える。

ただし、第二百一十一條第三項又は第二百四十八條の二第一項の規定によりその権利が取締役に付与されたときは、この限りでない。

第五十四條中第九號を第十號とし、第八號の次に次の一號を加える。

九 第六十一條の二の規定による留置権の消滅請求その他更生担保権に係る担保の変換

第五十四條の次に次の一號を加える。

（管財人の自己取引）

第五十四條の二 管財人は、裁判所の許可を得なければ、会社の製品その他の財産を譲り受け、会社に対し自己の製品その他の財産を譲り渡し、その他自己又は第三者のために会社と取引をすることができない。

第五十五條中「前條」を「前二條」に改める。

第七十二條第一項中、第三十九條に定める処分の外」を削り、同条第二項中「前でも」の下に「保全管理人の申立てにより又は職権で」を加え、同条第三項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

第三章 管財人」を「第三章 管財人及び調査委員」に改める。

第九十四條の見出しを「管財人の選任」に改める。

第九十六條に次の二項を加える。

2 前項の規定は、第二百一十一條第三項又は第二百四十八條の二第一項の規定により会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利が取締役に付与された場合において、その後提起された訴えについては、適用しない。

3 第六十八條及び第六十九條の規定は、第二百一十一條第三項の規定による更生計画の定め又は第二百四十八條の二第一項の規定による決定が取り消された場合に、前項の訴えについて準用する。

第九十八條の次に次の四條を加える。

（管財人の調査）

第九十八條の二 管財人は、会社の取締役、監査役及び支配人その他の使用人に対し、会社の業務及び財産の状況につき報告を求め、会社の帳簿、書類その他の物件を検査することができ

2 管財人は、必要があるときは、裁判所の許可を得て鑑定人を選任することができる。

3 管財人は、調査をするにあたり、裁判所の許可を得て執行官の援助を求めることができる。

（管財人の監督等）

第九十八條の三 管財人は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、管財人に対しその選任を証する書面を交付しなければならない。

3 管財人は、その職務を行なうにあたり、利害關係人の請求があるときは、前項の書面を

示さなければならぬ。

(管財人の注意義務)

第九十八条の四 管財人は、善良な管理者の注意をもつてその職務を行なわなければならない。

2 管財人が前項の注意を怠つたときは、その管財人は、利害関係人に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

(管財人の解任)

第九十八条の五 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、管財人を解任することができる。この場合においては、その管財人を審判しなければならぬ。

第一百一条を次のように改める。

(調査委員)

第一百一条 裁判所は、必要があると認めるときは、一人又は数人の調査委員を選任することができる。

2 調査委員は、裁判所の命ずるところにより、次に掲げる事項について、調査してその結果を裁判所に報告し、又は裁判所に意見を陳述しなければならない。

一 更生手続開始の原因たる事実及び第三十八条第二号から第七号までに掲げる事由の有無、会社の業務及び財産の状況その他更生手続の開始に必要な事項並びに更生手続を開始することの当否

二 第三十九条第一項若しくは第二項又は第七十二条に定める処分を必要とする事情の有無及びその処分の要否

三 管財人の作成する財産目録及び貸借対照表の当否並びに会社の業務及び財産の管理状況その他裁判所の命ずる事項に関する管財人の報告の当否

四 更生計画案又は更生計画の当否

五 その他更生事件に関し調査委員による調査報告又は意見の陳述を必要とする事項

3 調査委員は、その職務を行なうに適した者

で利害関係のないものの中から、選任しなければならない。

第三章中第一百一条の次に次の二条を加える。

第一百一条の二 調査委員の調査報告又は意見に關する書類は、利害関係人の閲覧に供するたため裁判所に備えて置かなければならない。

第一百一条の三 第九十五條、第九十七條第一項及び第九十八條の二から第九十八條の五までの規定は、調査委員に準用する。

第一百一条の次に次の一条を加える。

(継続的給付を目的とする双務契約)
第一百一条の二 会社に対して継続的給付の義務を負う双務契約の相手方は、更生手続開始の申立て前の給付に係る更生債権又は更生担保権について弁済がないことを理由として、更生手続開始後は、その義務の履行を拒むことができなぬ。

2 前項の双務契約の相手方が更生手続開始の申立て後更生手続開始前にした給付に係る請求権(一定期間ごとに債権額を算定すべき継続的給付については、申立ての日の属する期間内の給付に係る請求権を含む)は、共益債権とする。

3 前二項の規定は、労働契約には、適用がないものとする。

第一百十二條中「但し」を「ただし、次条第一項及び第四項に掲げる請求権については、管財人が裁判所の許可を得て弁済をする場合」に改め、「任意に給付をする場合」の下に、徴収の権限を有する者が還付金又は過誤納金をもつて充当する場合」を加える。

第一百十二條の次に次の一条を加える。

(更生債権の弁済の許可)
第一百十二條の二 会社を主要な取引先とする中小企業者が、その有する更生債権の弁済を受けなければ、事業の継続に著しい支障をきたす虞れがあるときは、裁判所は、更生計画認可の決定をする前でも、管財人の申立てにより〇〇は債権である。その全部又は一部の弁済をすることを許可することができる。

2 裁判所は、前項の規定による許可をするに ついては、会社と同項の中小企業者との取引の状況、会社の資産状態、利害関係人の利害その他一切の事情を考慮しなければならない。

3 管財人は、更生債権者から第一項の申立てをすべきことを求められたときは、直ちにその旨を裁判所に報告し、なお、その申立てをしないこととしたときは、遅滞なくその事情を裁判所に報告しなければならない。

許可することができる。

4 少額の更生債権を早期に弁済することにより更生手続を円滑に進行することができるときは、裁判所は、更生計画認可の決定をする前でも、管財人の申立てにより、その弁済をすることを許可することができる。

第一百十九條中「並びに」を「及び」に改め、「預り金及び」を削り、同条の次に次の三条を加える。

(使用人の退職手当の請求権)
第一百十九條の二 更生計画認可の決定前に退職した会社の使用人の退職手当の請求権は、退職前六箇月の給料の総額に相当する額又はその退職手当の額の三分の一に相当する額のうちいずれか多い額を限度として、共益債権とする。

2 前項の退職手当の請求権で定期金債権であるものは、同項の規定にかかわらず、各期における定期金につき、その額の三分の一に相当する額を共益債権とする。

3 前二項の規定は、第二百八條の規定により共益債権とされる退職手当の請求権については、適用しない。

(使用人の預り金の返還請求権)
第一百十九條の三 更生手続開始前の原因に基づいて生じた会社の使用人の預り金の返還請求権は、更生手続開始前六箇月の給料の総額に相当する額又はその預り金の額の三分の一に相当する額のうちいずれか多い額を限度として、共益債権とする。

2 前項の請求権のうち同項の限度をこえる部分は、更生手続の開始においては、一般の優先権のある債権とみなす。ただし、更生担保権とされるものについては、この限りでない。

(開始前の借入金等)
第一百十九條の四 会社の取締役又は保全管理人が更生手続開始の申立て後更生手続開始前に、裁判所の許可を得て、資金の借入れ、原材料の購入その他会社の事業の継続に欠くことができない行為をしたときは、その行為によつて生じた請求権は、共益債権とする。

第一百二十二條第一項中「二年」を「三年」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 更生手続開始の決定の日から一年を経過する日(その日までに更生計画認可の決定があるときは、その決定の日)までの間に生ずる延滞税、利子税又は延滞金について、前項の規定により徴収の権限を有する者の同意を要するものとされる定めをするには、同項の規定にかかわらず、その者の意見を聞くものとする。納税の猶予又は滞納処分による財産の換価の猶予の定めをする場合におけるその猶予期間に係る延滞税又は延滞金についても、また同様である。

第一百二十三條第一項に次のただし書を加える。
ただし、利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請求権については、更生手続開始後一年を経過する時(その時までに更生計画認可の決定があるときは、その決定の時)までに生ずるものに限る。

第一百二十三條第二項中「第一百十二條」を「第一百十二條の二」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定は、社債に關しては、適用しない。

第百二十四条第三項に次のただし書を加える。

ただし、更生手続開始後の利息並びに不履行による損害賠償及び違約金の額は、被担保債権の額に算入しない。

第百二十四条の次に次の一条を加える。

(更生担保権に係る担保権の目的の価額)

第百二十四条の二 更生担保権に係る担保権の目的の価額は、会社の事業が継続するものとして評定した更生手続開始の時における価額とする。

第百二十五条に次の一項を加える。

4 更生債権の消滅その他届け出た事項について他の更生債権者の利益を害しない変更が生じたときは、更生債権者又は管財人は、遅滞なくその旨を裁判所に届け出、かつ、証拠書類又はその謄本若しくは抄本を提出しなければならぬ。

第百二十六条第二項中「前条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第百二十七条の次に次の一条を加える。

(退職手当の請求権の届出の特例)

第百二十七条の二 会社の使用人の退職手当の請求権については、その届出は、退職した後とするものとする。

2 会社の使用人が裁判所の定めた届出期間経過後更生計画認可の決定前に退職したときは、その退職手当の請求権の届出は、退職後一月の不变期間内にすれば足りる。

3 前二項の規定は、会社の取締役、代表取締役又は監査役の退職手当の請求権に準用する。この場合において、前項中「退職したとき」とあるのは、「退職したとき、又は第二百五十二条第三項の規定により解任されたとき」と読み替へるものとする。

第百三十条及び第百三十一条を次のように改める。

第百三十条 記名株式を有する株主として更生手続に参加することができる者は、株主名簿

の記載によつて定める。

2 裁判所は、前項の規定により更生手続に参加することができる者を定めるため必要があるときは、二月をこえない期間を定め、会社に対してその期間内株主名簿の記載の変更をしないことを命ずることができる。

3 裁判所は、前項の期間をその二週間前に公告しなければならない。

第百三十一条 無記名式の株券を有する者が更生手続に参加するには、管財人に、株券を預託し、かつ、その氏名及び住所を届け出なければならぬ。

第百三十一条の次に次の一条を加える。

(株主の参加の許可)

第百三十一条の二 裁判所は、株主名簿に記載のない株主又は前条の規定による株券の預託をすることができない株主の申立てにより、その株主が更生手続に参加することを許可することができる。この場合においては、その許可に係る株式については、前二条の規定にかかわらず、許可を受けた者以外の者は、株主として更生手続に参加することができない。

2 裁判所は、株主の申立てにより又は職権で、前項の規定による決定を変更し、又は取り消すことができる。

3 前二項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第百三十二条(見出しを含む)中「更生担保権者表及び株主表」を「及び更生担保権者表」に改め、同条中

「株主表」を削る。
一 株主の氏名及び住所
二 株式の額面無額面の別、種類及び数
第百三十三条中「更生担保権者表及び株主表」を「及び更生担保権者表」に改める。

第百三十四条の見出し中「書類等の備置」を「書類の備置等」に改め、同条中「更生担保権及び株式」を「及び更生担保権」に、「更生

担保権者表並びに株主表」を「並びに更生担保権者表」に改め、同条に次の一項を加える。

2 管財人は、利害関係人の請求があつたときは、第百三十一条の規定による株式の届出に關する書類を閲覧させなければならない。

第百三十六条第二項中「更生担保権者及び」を「及び更生担保権者並びに」に改める。

第百四十一条第一項中「会社並びに」を「会社、」に、「更生担保権者及び」を「及び更生担保権者並びに」に改め、同条第三項中「第百四十四条第三項及び第四項」を「第百四十四条第四項及び第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 会社が無記名式の株券を発行しているときは、裁判所は、第一項の期日を公告しなければならない。この場合には、第十五条第二項の規定は、適用しない。

第百四十三条の次に次の一条を加える。

(退職手当の請求権の調査及び確定の特例)
第百四十三条の二 第百二十七条の二第二項(同条第三項において準用する場合を含む)の規定による届出があつた場合においては、その届出があつた退職手当の請求権については、第百三十五条から第百四十二条までの規定による調査は行わず、裁判所は、直ちにその届出があつた旨を管財人及び会社に通知しなければならない。その届出があつた事項について他の更生債権者又は更生担保権者の利益を害すべき変更が加えられた場合も、また同様である。

2 前条の規定は、前項の通知があつた日から三日内に同項の退職手当の請求権について管財人の異議がなかつた場合に準用する。

第百四十六条に後段として次のように加える。

第百四十三条の二第一項の規定による通知があつた日から三日内に同項の退職手当の請求権について管財人の異議があつた場合も、また同様である。

第百四十七条第二項中「調査」の下に「(前条後段の場合にあつては、同条後段の規定による

通知)を加える。

第百五十九条第三項中「会社並びに」を「会社、」に、「更生担保権者及び」を「及び更生担保権者並びに」に改め、同条第五項中「第百四十一条」を「第百四十一条第一項から第三項まで」に改める。

第百六十一条の次に次の一条を加える。

(商法による留置権の消滅請求)

第百六十一条の二 管財人は、更生手続開始当時会社財産につき商法による留置権を有する者に対して、その留置権によつて担保された債権額、その債権額が留置権の目的の価額をこえるときは、その目的の価額に相当する金銭を供託して、留置権の消滅を請求することができる。

2 前項の規定により留置権が消滅したときは、その留置権を有していた者は、同項の供託金の上に質権者同一の権利を有する。

第百六十三条第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 更生債権者又は更生担保権者が支払の停止又は破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立てがあつたことを知つて会社に対して債務を負担したとき。ただし、その負担が法定の原因に基づくととき、更生債権者若しくは更生担保権者が支払の停止若しくは破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立てがあつたことを知つた時より前に生じた原因に基づくときは、又は破産宣告、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始のいずれの時よりも一年以上前に生じた原因に基づくときは、この限りでない。

第百六十四条第一項中「更生担保権者及び」を「及び更生担保権者」に改める。

第百六十九条中「並びに届出をした更生債権者、更生担保権者及び」を「届出をした更生債

権者及び更生担保権者並びに」に改める。
第七十六條第二項に後段として次のように加える。

第二百一十一條第三項又は第二百四十八條の二第一項の規定により会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利が取締役に付与されたときも、また同様である。

第七十七條中「一切の財産の価額」を「一切の財産につき手続開始の時の評価額」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定による評価は、会社の事業を継続するものとしてしなければならない。

第七十八條第一項中「更生手続開始後遅滞なく」を「前条の規定による評価を完了したときは、直ちに」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 裁判所は、前条の規定による評価の完了前において必要があると認めるときは、管財人に対し、まだその評価の終わらない財産については商法第二百八十五條ノ二から第二百八十五條ノ七まで（財産の評価）の規定による価額を附して、更生手続開始の時の評価額を附し、更生手続開始の時に附する財産目録及び貸借対照表を作成すべきことを命ずることができる。

第八十條第三号を削る。

第八十二條を次のように改める。

第八十二條 前条の財産目録及び貸借対照表に記載すべき財産の評価については、第七十七條の規定により評価した価額を取得価額とみなして、商法第二百八十五條ノ二から第二百八十五條ノ七まで（財産の評価）の規定を準用する。

2 更生計画案又は更生計画において譲渡することが定められている財産については、前項の規定にかかわらず、処分価額を附することができる。ただし、更生計画認可の決定前においては、裁判所の許可を得なければならない。

3 清算を内容とする計画案の作成について裁判所の許可があつた場合においては、第一項の規定にかかわらず、一切の財産について処分価額を附さなければならない。

第八十八條中「会社並びに」を「会社、」に、「更生担保権者及び」を「及び更生担保権者並びに」に改める。

第八十九條第一項中「更生担保権者及び株式」を「及び更生担保権」に改める。

第九十條第一項及び第九十三條中「会社並びに」を「会社、」に、「更生担保権者及び」を「及び更生担保権者並びに」に改める。

第九十四條第一項中「業務を監督する」を「事業を所管する」に、「その他の行政機関」を「その他裁判所が相当と認める者」に改め、同条第三項中「業務を監督する」を「事業を所管する」に改める。

第二百二條第二項中、更生担保権者及び株主（議決権を行使することができない者を除く。）を「及び更生担保権者、株主」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、議決権を行使することができない更生債権者、更生担保権者及び株主に対しては、この限りでない。

第二百五條中「又は」を「については議決権を行使することができる更生担保権者の議決権の総額の五分の四以上に当たる議決権を有する者」に改める。

第二百八條第五号中「管財人が」を「管財人又は会社の取締役が更生手続開始後に」に改める。

第六章中第二百十條の次に次の一項を加える。

（公益債権に基づく強制執行の中止等）

第二百十條の二 公益債権に基づく会社財産に対し強制執行又は仮差押えがされている場合において、その強制執行又は仮差押えが会社の更生に著しい支障を及ぼし、かつ、会社が他に換価の容易な財産を有するときは、裁判所は、管財人の申立てにより又は職権で、担保を供せ、又は供させないで、その強制執行又は仮差押えの中止又は取消しを命ずることができる。

2 裁判所は、前項の規定による中止の決定を変更し、又は取り消すことができる。

3 会社財産が公益債権の総額を弁済するのに足りないことが明らかになったときは、裁判所は、管財人の申立てにより又は職権で、第一項の強制執行又は仮差押えの取消しを命ずることができる。

4 前三項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第二百一十一條に次の一項を加える。

3 計画においては、会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利を取締役に付与する旨を定めることができる。

第二百十五條の次に次の一項を加える。

（弁済した更生債権等）

第二百十五條の二 更生債権及び更生担保権については、第二百二條の二第一項又は第四項（第九十三條第三項において準用する場合を含む。）の規定による裁判所の許可を得て弁済したものを明示しなければならない。

第二百三十七條第一項中、更正担保権者又は株主を「又は更生担保権者」に改める。

第二百三十九條中、更生担保権者表及び株主表を「及び更生担保権者表」に改める。

第二百四十一條中「但し」を「ただし、更生手続開始後会社の取締役、代表取締役、監査役又は使用人であつた者で、更生計画認可の決定後も引き続き会社の取締役、代表取締役、監査役又は使用人として在職しているものの退職手当の請求権並びに」に改める。

第二百四十四條の見出し中「届出をしない」及び同条中「株式の届出をしない」を「更生手続に参加しなかつた」に改める。

第二百四十七條中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 第一項の規定により会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利が取締役に付与された場合においては、管財人は、取締役が計画を実行するにつき、これを監督する。

第二百四十七條に次の一項を加える。

4 第二項の規定は、新会社（合併によつて設立される新会社を除く。以下本項中同じ。）の計画の実行に対する管財人の監督について、第九十八條の二の規定は、新会社に対する管財人の調査について準用する。

第二百四十八條の次に次の一項を加える。

（更生計画認可後の取締役に對する権利付与）

第二百四十八條の二 裁判所は、更生計画に第二百一十一條第三項の規定による定めがない場合においても、相当と認めるときは、管財人の申立てにより又は職権で、会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利を取締役に付与することができる。

2 裁判所は、管財人の申立てにより又は職権で、前項の規定による決定を取り消すことができる。

3 裁判所は、前二項の規定による決定をしたときは、その旨を公告しなければならない。この場合には、第十五條の規定は、適用しない。

第二百五十四條第一項中「決定の時」の下に「又は計画において特に定められた時」を加える。

第二百五十五條第四項中「又は株主」を「又は株主」に改める。

第二百六十九條第五項中「第十九條」を「第十八條の二から第十九條まで」に改め、同条第六項本文を次のように改め、同項を同条第九項とする。

計画において新会社が会社から不動産又は船舶に関する権利の移転又は設定を受けることを定めた場合におけるその移転又は設定の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第

九条の規定にかかわらず、千分の四とする。
第二百六十九条第五項の次に次の三項を加える。

6 計画において会社が新株を発行することを定めた場合（次項に該当する場合を除く。）における資本の増加の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法（昭和四十二年法律第七号）第九条（課税標準及び税率）の規定にかかわらず、千分の一（増加した資本の金額のうち、更生債権者、更生担保権者又は株主に對しあらたに払込み又は現物出資をさせないで新株を発行する部分に相当する金額以外の金額に對する部分については、千分の三・五）とする。

7 計画において会社が他の会社と合併することを定めた場合における新会社の設立又は合併による資本の増加の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一（それぞれ資本の金額又は合併により増加した資本の金額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額に對する部分に相当する金額及び更生債権者又は更生担保権者に株式を割り当てる部分に相当する金額以外の金額に對する部分については、千分の三・五）とする。

8 計画において合併によらないで新会社を設立することを定めた場合における新会社の設立の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一（資本の金額のうち、更生債権者、更生担保権者又は株主に對しあらたに払込み又は現物出資をさせないで株式を発行する部分に相当する金額以外の金額に對する部分については、千分の三・五）とする。

第二百七十条第二項中「更生手続開始後の」を削る。

第二百七十一条第一項中「会社又は」を「会社」、「更生担保権者若しくは」を「若しくは更生担保権者又は」に改め、同条中第三項を第

四項とし、第二項の次に次の一項を加える。
3 計画の変更により第二百一十一条第三項の規定による定めを取り消したときは、裁判所は、その旨を公告しなければならない。この場合には、第十五条の規定は、適用しない。
第二百七十三条の見出しを（更生計画認可前の廃止）に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二百七十三条の二 更生計画認可の決定前に更生の見込みがないことが明らかになつたときは、裁判所は、管財人の申立てにより又は職権で、更生手続廃止の決定をしなければならない。

第二百七十四条の見出しを削る。
第二百八十三条中「又は第二百七十四条」を「から第二百七十四条まで」に改める。
第二百八十五条第一項中「調査委員」の下に「保全管理人、監督員」を、「法律顧問」の下に「保全管理人代理」を加える。
第二百九十二条第一項中「調査委員」の下に「保全管理人、監督員」を、「法律顧問」の下に「保全管理人代理」を加える。

第二百九十四条中「第四十一条に掲げる者が同条（第百一条において準用する場合を含む。）を「会社又は新会社（合併によつて設立される新会社を除く。）の取締役、監査役又は支配人その他の使用人が第九十八条の二第一項（第四十三条第一項、第三項、第百一条の三又は第二百四十七条第四項において準用する場合を含む。）に改める。
第二百九十五条第一項中第二号を第三号と

し、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。
一 第百三十条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。
第二百九十五条第二項中「前項第一号」を「前項第二号」に改める。

附則
（施行期日）
1 この法律は、昭和四十二年九月二十一日から施行する。

昭和四十二年七月二十一日印刷